千葉市

保育所（園）防災マニュアル

【地震対策編】

千葉市こども未来局幼保運営課

令和５年４月１日

目次

[**１　基本的事項** １](#_Toc129944408)

[**２　事前の準備** ４](#_Toc129944409)

[**３　情報収集** ５](#_Toc129944410)

[**４　避難行動（安全確保行動）** ７](#_Toc129944411)

[**５　災害時の連絡方法** １３](#_Toc129944412)

[**６　児童の引渡し** １７](#_Toc129944413)

[**７　被害報告** １８](#_Toc129944414)

# **１　基本的事項**

◇本マニュアルの位置付け

【公立の保育所・認定こども園】

◆公立の保育所・認定こども園においては、本マニュアルを共通の防災マニュアルとして位置付けます。（以下、（園）は公立の「認定こども園」を指します）

【民間の保育園・認定こども園・地域型保育事業】

◆民間の保育園・認定こども園・地域型保育事業においては、次の取扱いとします。

・既に施設での防災マニュアルを作成している場合は、見直しにあたっての参考とするとともに、未作成の場合には作成時の参考としてください。

・７「被害報告」については、公立・民間共通のルールとなります。

■地域防災計画に記載の社会福祉施設等（保育所（園））における対策

・千葉市地域防災計画において、社会福祉施設等における対策として、「避難計画の策定」、

「防災教育・訓練の実施」を講じるよう規定されています。

【避難計画の策定】

・保育所（園）の住所を基にハザードマップを確認し、避難計画を策定してください。

・避難経路・避難場所を検討し、避難計画書を作成してください。

[千葉市ハザードマップＵＲＬ]

https://www.city.chiba.jp/other/jf\_hazardmap/index.html

【防災教育・訓練の実施】

・防災教育を実施してください。

・実践的な避難訓練を年1回以上実施してください。

■災害に備えた事前の対応

・災害時の保護者等との連絡方法や児童の受渡し方法等を定め、その周知を図ってください。

・交通機関の乱れ等に起因する、保護者の迎えが困難な場合を想定し、一定期間児童を預かるために必要な非常食、飲料水等の非常物資を常時確保してください。

・停電に備え、懐中電灯やラジオ、電池の準備をしてください。

・可能な限り、近隣園と非常時の協力体制について協議を進めてください。

※社会福祉施設等については、災害時でも最低限のサービス提供の維持が求められます。

・業務継続計画を策定・周知し、必要な研修及び訓練を定期的に実施してください。

（R5年度より新たに保育施設に対しても業務継続計画の策定が「努力義務化」となりました。）

下記厚生労働省が取りまとめました資料を参考に、災害時の事業継続計画（ＢＣＰ）策定をご検討ください。

<https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/public-sector/gv/jp-gv-business-continuity-guidelines.pdf>

※事業継続計画（ＢＣＰ）のひな形については、R4年度中に展開済です。

（ご依頼いただければ再送いたします。）

■施設の破損等により、臨時休園とする場合について

・施設の損壊等により保育の実施が不可と判断され、急遽臨時休園の対応が必要となった場合には、幼保運営課へ連絡を入れ、判断を仰いでください。

　　ただし、電話回線等の不通により判断を仰ぐことが不可である場合には、施設長の判断で休園を決定し、保護者への連絡を最優先とし、運営課には保護者対応の終了後、電話回線等の復旧次第速やかに連絡を入れてください。

　（電話回線等が不通となっていることも想定されるため、門の前や園舎前での対応を基本とするが、損壊により危険が想定される場合には、複数か所への貼り紙を行うなど、可能な限りの連絡手段を確実に行ってください。）

　※保護者への連絡時には、「休園せざるを得ない理由」、「施設の状況」、「翌日以降の対応」などを連絡してください。

■地震による建物や人的被害発生後の対応

【被害報告について】

・「防災気象情報等に応じた保育園・認定こども園等の対応について」（令和4年度版・一部改正）に従い、被害を受けた場合は、「災害時情報共有システム」を利用し、被害状況をご報告ください。

災害時情報共有システムＵＲＬ：<https://www2.wam.go.jp/jido-saigai/COP000001E00.do>

・「災害時情報共有システム」が使用不可である場合は、「保育園・認定こども園等被災状況報告書」を使用し、Ｅメール又はＦＡＸにて幼保運営課へご報告ください。

E-mail：[unei.CFE@city.chiba.lg.jp](mailto:unei.CFE@city.chiba.lg.jp)

FAX番号：043-245-5995

【地震による災害後の保育について】

・被害状況を確認し、保育が可能か判断してください。

　建物等に甚大な被害を受けた場合、ライフライン（電気・ガス・水道）が停止している場合等、安全に保育が行えない場合は休園の判断を幼保運営課と協議し、その結果を保護者へ速やかに連絡してください。

・保育所（園）の状況、再開見込等について随時周知を行ってください。

・長期での休園を要する場合においても、概ね1か月以内の保育再開を目指し、施設設備の早期復旧や職員確保に努めてください。

# **２　事前の準備**

【職員の役割分担の明確化】

・災害時に速やかに対応できるよう、マニュアルを共有すると共に、保育所（園）職員それ

ぞれの役割分担を明確化し、各自の役割について周知徹底を図ってください。

【保護者との情報共有】

・災害時の保育所（園）の対応や避難先、電話等不通時の連絡方法等について、あらかじめ、文書にて保護者に十分周知をしてください。

・災害時において代理者の送迎登録を希望する場合は、あらかじめ「お迎え者カード（災害時用）」、「お迎え者カード（災害時用）の提出について」に必要事項を全て記載のうえ、保育所（園）に提出させてください。

【避難経路、避難場所等の検討】

・あらかじめ、避難経路、避難場所等を検討し定めておくとともに、避難訓練をとおして避難路周辺の状況について習熟しておいてください。

【非常食等の準備】

・保護者の帰宅困難等により、児童のお迎えが遅れること等を想定し、３日分を基本として、児童数、年齢等に応じた水・食糧等を準備しておいてください。

（１日目：100％、２日目：50％、３日目：25％ の量を確保すること）

・避難時に必要となる物資をあらかじめ検討・準備し、非常時持出し袋に入れて常備してください。

# **３　情報収集**

【千葉市防災部門から、「高齢者等避難以上の避難情報」発令時の情報確認方法】

　千葉市防災部門からは「災害情報配信システム（ＲＡＩＤＥＮ）」を介して、受信設定をしているアプリやメールアドレスへ配信が行われるほか、防災部門職員によるＨＰ掲載など周知が行われます。日頃より情報収集可能な態勢の準備をお願いします。



【各情報ツール登録の徹底】

　各施設においてはツールを登録し、情報収集に努めてください。





iOS

Android

# **４　避難行動（安全確保行動）**

【地震発生直後の対応】

■建物内の場合

・机の下に潜るか、または落下物の無い場所に集合させ姿勢を低くするよう指示してください。

・カバン、帽子、布団など身近にある物で落下物から頭部を保護してください。

・速やかに戸口やドアを開け避難口を確保してください。

・ガスの元栓等を閉めてください。（避難時にはブレーカーも切ること）

・揺れが収まったら、所（園）庭に避難し、児童と職員の安全確認を行ってください。

※所（園）庭が無い場合は、近隣の公園やオープンスペース等

■所（園）庭の場合

・塀、建物からは遠ざかり、中央の安全な場所に屈み、揺れが収まるまで待ってください。

・地面の陥没、頭上の落下物に注意してください。

・揺れが収まったら、児童と職員の安全確認を行ってください。

■散歩中など敷地外の場合

・塀、建物からは遠ざかり、できるだけ安全な場所に屈み、揺れが収まるまで待ってください。

・道路の陥没、頭上の落下物に注意するとともに、切れた電線には絶対に触らないよう注意してください。

・揺れが収まったら、児童と職員の安全確認を行ってください。

・安全を十分に確認しつつ、保育所（園）に戻ってください。

・けが人等の発生により応援が必要な場合は、携帯電話や公衆電話等で保育所（園）に要請をしてください。（通信不通の場合は、職員１名が直接保育所（園）まで知らせてください。）

■けが人が発生した場合

・応急手当を行い、安全な場所に移動させてください。

・けがの程度により１１９番へ通報又は近傍の病院へ搬送してください。

※大規模震災の場合、救急隊の対応不能が想定されることから、日頃から近傍の病院の位置の把握に努めてください。

■緊急地震速報が放送された場合

・携帯電話・防災行政無線等により、千葉市域に対する緊急地震速報が放送された場合には、速やかに上記の防御姿勢を取ってください。

【避難行動】

■ [第１避難場所]所（園）庭への避難

・最初の揺れが収まったあと、所（園）庭に避難し、児童と職員の安全確認を行ってください。

・余震が続き、建物内が危険と判断される場合には、所（園）庭での避難を続けてください。

※所（園）庭が無い場合は、近隣の公園やオープンスペース等

※各施設において、避難経路図を作成しておいてください。

■[第２避難場所]避難場所（公園、小中学校校庭）への避難

・周囲の状況を確認し、所（園）庭では安全を確保できないと判断した場合や、市から現在の避難場所からの避難情報が発令された場合は、あらかじめ定めた避難所又は広域避難所へ避難してください。

■避難所（小中学校体育館等）への避難

・保護者が帰宅困難者等になり、児童をお迎えまでの間保育をする必要があるが、保育所（園）も大きな被害を受け、安全が確保できない場合にはあらかじめ定めた避難所へ避難

　をしてください。

・市から現在の避難所からの避難情報が発令された場合は、広域避難所へ避難してください。

■広域避難場所（大規模グラウンド等）への避難

・広域延焼火災などが発生し、第１、第２避難場所、避難所では安全を確保できないと判断した場合や、市から現在の避難場所からの避難情報が発令された場合は、あらかじめ定めた広域避難場所へ避難してください。

[全ての避難行動での共通項目]

◆避難時には、火災などの二次災害を防ぐため、可能な限りガスの元栓、電気のブレーカーを落としてから避難をしてください。

◆「お迎え者カード」等必要書類、あらかじめ準備していた非常持出し袋等を携行してください。

◆保育所（園）の見やすい場所に避難先を掲示すると共に、ＮＴＴ災害用伝言ダイヤル・ＮＴＴ災害用伝言板（ｗｅｂ171）を活用してください。

※被害状況等により、あらかじめ定めていた避難場所からやむを得ず変更する場合は、速やかに災害用伝言ダイヤル・災害用伝言版（ｗｅｂ171）へ新たな避難先を登録すると共に、あらゆる手段を利用して保護者へ連絡をしてください。

《参考》消防庁防災マニュアルより抜粋



【地震：避難路・避難場所の設定】

■避難場所の設定は、①第１避難場所、②第２避難場所、③避難所及び広域避難場所の順に検討してください。

　※災害時には想定外のことが起こり得るため、設定した避難場所が被災により使用できないことも想定されます。臨機応変に対応すると共に、保護者への避難場所の周知は事前に確実に行ってください。

　＜参考＞指定緊急避難場所等について（市HP）

<https://www.city.chiba.jp/somu/kikikanri/bosai/hinanbasyoichiran.html>

（該当する区の「指定緊急避難場所・指定避難所」から確認できます。）

　＜参考＞千葉市ハザードマップ

<https://www.city.chiba.jp/other/jf_hazardmap/index.html>

【施設周辺の避難地図】

　地震発生時に伴う、避難場所・避難経路は以下のものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 第1避難場所 | 住所： |
| 名称： |
| 第2避難場所 | 住所： |
| 名称： |
| 避難所 | 住所： |
| 名称： |
| 広域避難場所 | 住所： |
| 名称： |
| その他  避難場所 | 住所： |
| 名称： |

※施設の位置、避難場所の位置、避難経路を記載

　避難場所については、避難訓練時等に避難可能かを確かめ、必要に応じ見直しを行ってください。手書きの代わりに、地図の貼付等でも構いません。

※その他避難場所については、第１・第２避難場所、避難所、広域避難場所以外にも避難場

　所がある場合に記載してください。

【津波からの避難について】

■地震発生後、津波到達の恐れがある情報を入手した場合には、避難の判断をしてください。津波からの避難は「まず、高台へ避難」が大原則です。地震情報・津波情報を正しく入手し、津波到達時間・到達津波高を確認して、余裕を持って徒歩による高台への避難をしてください。

■津波避難ビルの利用

・千葉市沿岸を含む「東京湾内湾」に「津波警報」、「大津波警報」が発表された時から、警

　報解除までの期間、開設（開放）し、警報発表中の一時避難が可能となります。

　※警報解除と共に閉鎖となります。

　＜参考＞千葉市における津波避難ビル

<https://www.city.chiba.jp/somu/kikikanri/bosai/tunamihinanbiruitiran.html>

■緊急の場合

・緊急の場合は、津波避難ビルの指定に関わらず、高く堅牢な建物へ避難をしてください。また、既に高台にある施設や、マンション等の高層階の施設である場合、無理に津波避難ビルに避難をする必要はありません。

【津波：避難路・避難場所の設定】

■避難場所の設定は、①近隣の高台、②津波避難ビル、③緊急時時の近隣の堅牢な建物順に検討してください。

　※災害時には想定外のことが起こり得るため、設定した避難場所が被災により使用できないことも想定されます。臨機応変に対応すると共に、保護者への避難場所の周知は事前に確実に行ってください。

【施設周辺の避難地図】

　津波情報発生時に伴う、避難場所・避難経路は以下のものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 近隣の高台 | 住所： |
| 名称： |
| 津波避難ビル | 住所： |
| 名称： |
| 近隣の堅牢な  建物 | 住所： |
| 名称： |
| その他  避難場所 | 住所： |
| 名称： |

※施設の位置、避難場所の位置、避難経路を記載

　避難場所については、避難訓練時等に避難可能かを確かめ、必要に応じ見直しを行ってください。手書きの代わりに、地図の貼付等でも構いません。

※近隣の高台が無い場合には記載不要です。

※その他避難場所については津波避難ビル、近隣の堅牢な建物以外にも避難場所がある場合に記載してください。

# **５　災害時の連絡方法**

■ＮＴＴ災害用伝言ダイヤルの活用

　大規模水害の発生により、電話・携帯電話が不通となった場合は、ＮＴＴ災害用伝言ダイ

ヤルを活用してください。



[利用条件]

災害発生時に被災地への通話が増加し、繋がりにくい状況になった場合にＮＴＴが運

用を開始。

　[登録可能な電話番号]

　　固定電話、携帯電話も可能

　　※固定電話の場合は、市外局番から入力

　　※伝言の再生は、携帯電話からも再生可能

　[伝言録音時間、伝言保存期間、伝言保存件数]

　・伝言録音時間：1伝言あたり30秒以内

　・伝言保存期間：災害伝言ダイヤル（171）の運用期間終了まで

　・伝言保存件数：1～最大20伝言（サービス提供時に判明）

　[災害用伝言板（ｗｅｂ171）との連携]

　・災害用伝言ダイヤルに登録した伝言を「災害用伝言板（ｗｅｂ171）」で音声ファイル

として再生可能

　・「災害用伝言板（ｗｅｂ171）」に登録した伝言（テキスト）を音声変換の上、災害用

伝言ダイヤルで再生可能

【保育所（園）から保護者への災害用伝言ダイヤルを利用した連絡】

　・災害発生後、可能な限り速やかに保育所（園）の電話番号を利用し、ＮＴＴ災害用伝言ダイヤルへ保護者宛に保育所（園）の状況を録音してください。

　・1件あたりの録音可能時間が短いため、要点を簡潔に録音してください（30秒以内）。

　・状況の変化が起きた場合には、最新情報の録音に更新してください。

[録音例]

◇千葉保育所です。現在、地震による被害はなく、児童にけが人も出ておりません。

可能な限り早めのお迎えをお願いいたしますが、お迎えが遅れる場合にも、責任を

もってお預かりしますので、ご安心ください。

◇千葉保育所です。現在、児童にけが人は出ておりませんが、建物に一部被害が生じ

たため、○○小学校に避難しています。可能な限り早めのお迎えをお願いいたしま

すが、お迎えが遅れる場合にも、責任を持ってお預かりしますので、ご安心くださ

い。

◇千葉保育所です。現在、○○小学校の体育館に避難しています。体調不良の児童が

数人出ていますが、命に別状はありません。可能な限り早めのお迎えをお願いいたしますが、お迎えが遅れる場合にも、責任をもってお預かりしますので、ご安心ください。

【保護者から保育所（園）への災害用伝言ダイヤルを利用した連絡】

　・保護者から保育所（園）への連絡時には、保育所（園）電話番号への災害用伝言ダイヤルを利用することは控えるよう、事前に十分周知してください。

　　〈保護者から保育所（園）への連絡ツールとして相応しくない理由〉

○保育所（園）から全保護者向けへの伝言が上書きされてしまう

○他の保護者も伝言内容を聞くことができてしまう

○最大で20件の伝言しか残せないため、全ての伝言を確認できない恐れ

　　　＊最大数になった段階で、古い伝言から自動的に上書きされる

　　　※上記を十分理解した上で、それでも尚、保育所（園）へ緊急を要する連絡がある場合にのみ、利用を可とする。

■ＮＴＴ災害用伝言板（ｗｅｂ171）の活用

　大規模災害の発生により、電話・携帯電話が不通となった場合は、ＮＴＴ災害用伝言板も活用してください。

[利用条件]

災害発生時に被災地への通話が増加し、繋がりにくい状況になった場合にＮＴＴが運

用を開始。

　[利用方法]

　①パソコン、スマートフォン、タブレットから、「災害用伝言板」と検索するか、

右記アドレスを入力　→　https://www.ntt-east.co.jp/saigai/web171/

　②伝言を残したい“電話番号”を入力後、「登録」を選択すると、伝言入力画面へ

　③伝言を入力後、「登録」を選択

　[伝言文字数、伝言保存期間、伝言保存件数]

　・伝言文字数　：1伝言あたり100文字以内

　・伝言保存期間：災害伝言ダイヤル（171）の運用期間終了まで又は最大6か月

　・伝言保存件数：最大20件

　[災害用伝言板（ｗｅｂ171）との連携]

　・災害用伝言ダイヤルに登録した伝言を「災害用伝言板（ｗｅｂ171）」で音声ファイル

として再生可能

　・「災害用伝言板（ｗｅｂ171）」に登録した伝言（テキスト）を音声変換の上、災害用

伝言ダイヤルで再生可能

【保育所（園）から保護者への災害用伝言板を利用した連絡】

　・災害発生後、可能な限り速やかに保育所（園）の電話番号から「災害用伝言板（ｗｅｂ171）」へ保護者あてに、保育所（園）の最新の状況を書き込む

　・1伝言あたり100文字以内であるため、要点を簡潔に書き込むこと

　※伝言の入力は、上記[録音例]を参考に簡潔にすること。

【保護者から保育所（園）への災害用伝言板を利用した連絡】

　・保護者から保育所（園）への連絡時には、保育所（園）電話番号への災害用伝言板を利用することは控えるように事前に十分周知しておくこと。

　〈保護者から保育所（園）への連絡ツールとして相応しくない理由〉

○保育所（園）から全保護者向けへの伝言が上書きされてしまう

　　○他の保護者も伝言内容が読むことができてしまう

　　○最大で20件の伝言しか残せないため、全ての伝言を確認できない恐れ

　　＊最大数になった段階で、古い伝言から自動的に上書きされる

　　※上記を十分理解した上で、それでも尚、保育所（園）へ緊急を要する連絡がある場合にのみ、利用を可とする。

【その他】

　・マチコミメールの活用

　・ＨＯＩＣＴメールの活用

○使用可能なツールは全て利用し、保護者へ情報を届けるよう努めること。

【災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板（ｗｅｂ171）の体験利用】

　災害時以外にも災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板（ｗｅｂ171）を体験できる「体験利用日」が設定されています。積極的に下記期間中に操作を行い、操作方法等を習熟してください。

　また、体験利用日以外でもＮＴＴのホームページでも利用方法の説明が掲載されております。必ず一度は目を通していただくようお願いします。

　[体験利用日]

　・毎月1日、15日 ：0：00～24：00

　・正月三が日　　 ：1月1日0：00～1月3日24：00

　・防災週間　　　 　　　 ：8月30日9：00～9月5日17：00

　・防災とボランティア週間：1月15日9：00～1月21日17：00

　※災害が発生した際には、体験利用不可の場合があります。

　※体験利用の開始・終了時間は変更になる場合があります。

# **６　児童の引渡し**

■災害時の特例

　児童の引渡しは保護者、若しくは、保護者から事前に連絡のあった場合に代理者に引渡すのが原則ですが、災害時には帰宅困難・通信状況の不通等により、連絡が不可能な事態が想定されることから、保護者が事前に代理者を登録している場合は、その代理者に限り、保護者からの事前連絡無しで引渡すことができるものとします（災害時且つ通信不通時の特例）。

■代理者の事前登録

・保護者が上記代理者の登録を希望する場合は、あらかじめ「お迎え者カード（災害時用）」及び「お迎え者カード（災害時用）の提出について」に必要事項を全て記載のうえ、保育所（園）に提出させてください。

・「お迎え者カード（災害時用）」は、当該児童の「緊急連絡カード」等に添付し、避難時に持ち出し可能な場所に保管してください。

　※「お迎え者カード（災害時用）の提出について」様式は、避難時の持ち出しは不要のため、事務室内等に保管してください。

・「お迎え者カード（災害時用）」の提出は、あくまでも保護者の希望によるものであり、強制ではないこと、また、交通機関の乱れ等により保護者による児童のお迎えが遅れたとしても、責任をもってお迎えに来るまで預かることを十分周知してください。

■代理者への引渡し

・災害時に、当該代理者が児童のお迎えに来た場合には、事前申請（「お迎え者カード（災害時用）に記載）をしている身分証の確認に加え、代理者の生年月日等により本人確認を行ってください。

・本人確認ができない場合には、児童の引渡しは拒否してください。

・代理者に引渡した際には、「お迎え者カード（災害時用）」の裏面に、日付、児童氏名、代理者氏名の記載をお願いしてください。

・災害時であり、「お迎え者カード（災害時用）」を持ち出せない等の不測の事態も想定されることから、代理者へ児童の引渡しができない可能性もあることを説明し、保護者が理解のうえで受付をしてください。

# **７　被害報告**

■被害状況の報告

　地震による被害が発生した場合、保育所（園）の被害状況について、安全点検等を実施し、災害時情報共有システムへの登録又は別紙報告様式（幼保運営課へ報告）により、報告をしてください。

【災害時情報共有システムによる報告】

・災害時情報共有システムへ入力すると、千葉市・千葉県・厚生労働省が被害状況確認可能となります。

・報告する際には、災害時情報共有システム専用のＵＲＬからの報告となります。報告時にＵＲＬが届いていない場合や、パソコンやスマートフォンが使用できない状況の場合、別紙報告様式を使用してください。

[報告方法]

・前述のとおり、パソコン又はスマートフォンから専用のＵＲＬへアクセスしていただき、被害報告の入力をしてください。

【報告様式を使用する報告】

・ＵＲＬが届いていない、パソコン・スマートフォンが使用できない状況時等にご利用ください。

[報告方法]

・エクセルへ入力後メールで幼保運営課へ提出又は、手書きによる記入後ＦＡＸで幼保運営課へ提出してください。

　メール：[unei.CFE@city.chiba.lg.jp](mailto:unei.CFE@city.chiba.lg.jp)

　ＦＡＸ：043-245-5995

・停電等により通信手段が遮断された場合には、近隣園の協力を得て報告をしてください。